

議案第48号

令和8年度宝塚市水道事業会計補正予算（第1号）

資料3 水道施設管理業務委託の内容について

- 1 水道施設巡回点検・清掃業務（66+5 箇所）  
配水池・加圧所・減圧槽巡回業務  
配水池・加圧所の点検業務は2週間に1回点検を行う。
  - ・門扉・フェンスの異常有無の確認
  - ・場内の空き缶等の軽微なごみの回収（ごみ袋は局支給）
  - ・機械警備センサーの誤作動が無いよう簡易な草刈り 等
  
- 2 加圧所施設ポンプ切替業務（29+2 箇所）  
加圧所ポンプ切替点検業務  
加圧所のポンプ切替業務は1週間に1回行う。
  - ・ポンプ号機切替（例：2台設置箇所は交互運転）
  - ・ポンプ送水圧を圧力ゲージで点検
  - ・ポンプ各軸受けの潤滑油量確認及び補充（オイル、グリスは局支給） 等
  
- 3 水質計器・管末水質・追塩装置点検業務（14+1 箇所）  
水道施設内の水質計器（残塩計・濁度計）の点検  
水質計器の点検は1週間に1回行う。
  - ・残塩計から採水し、ポータブル残塩計で実測を行い点検表に記入
  - ・残塩計の指示値と実測値に0.2mg/L以上の差が出た場合は清掃と校正を実施
  - ・追塩装置の薬液補充 等
  
- 4 管末残塩測定点検業務（8+7 箇所）  
局指定箇所の残留塩素濃度の測定  
残留塩素濃度測定は1週間に1回行う。
  - ・南部8箇所、北部7箇所の残留塩素濃度を測定する。
  - ・ドレンの残留塩素濃度測定は、止水栓を開閉し、3分間程度放水後、採水し測定を行う  
他の給水栓、散水栓等も採水方法はドレンと同様とする。
  
- 5 その他緊急対応  
配水・加圧所施設内に異常が確認され、緊急性がある場合は直ちに局監督員に連絡する業務